

3月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

契約実務から民法を学ぶ

～債権法改正の動向も視野に入れた民法の体系的思考プロセスを養成～

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

- 講師 田路至弘 弁護士（岩田合同法律事務所）
- 日時 2016年3月8日（火）午後1時～5時
（計4時間）
- 会場 株式会社 商事法務 3階 会議室
（東京都中央区日本橋茅場町3-9-10）
- 定員 50名（申込順）

※会場での録音・撮影，パソコン・携帯電話の使用は
ご遠慮願います。

- 受講料 32,400円（1名分，税込）
- 同一の受講申込書にて1社2名以上申込の場合，2人目から2,160円引きといたします。
- 経営法友会会員の方を対象として，先着10名様までに限り，22,680円（1名分，税込。上記割引との併用はありません）に割引いたします（10名に達した時点で割引を締め切ります）。会員の方は，下記受講申込書の「 経営法友会会員」の に✓を入れて下さい。
- 講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。
- ※テキストとして，講師の著書『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）』（榊商事法務発行，定価2,200円（税別））を配付（無料贈呈）いたします。

講座開設の趣旨

くわしくは，裏面申込要領をご覧ください。

- ▶契約業務担当者にとって契約実務の前提となる民法の理解は必須となります。しかしながら，基本であるにもかかわらず，膨大な条文数と構造の複雑さから，OJTで習得することは困難といわれます。
- ▶また，民法を学んだ経験のある方でも，実務では慣習や特別法の対応に追われ，一般法である民法が実務ではどのように適用されているかを理解し，活用できている方は多くはないのではないのでしょうか。
- ▶本講座では掲記テキストを用い，企業において契約業務を担当されている方を対象に，膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう，事例や判例を用いながら，現実の企業間の取引に即して，かつ実際の取引の進行に従って解説を進めてまいります。
- ▶さらに，現在国会で審議されている改正民法の論点が，実務上どのような影響を及ぼすのかについても解説を加えたいえ，企業法全体の体系や契約書作成上の注意点，紛争処理の流れについても適宜触れてまいります。
- ▶新任担当者の皆様にも，民法の知識の整理・理解の場としてのご受講をお勧めします。

〈東京〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2016年 月 日

(3/8)『契約実務から民法を学ぶ』(32,400円1名分)(但し 名分)

社名	住所 (〒 -)		
部署名	TEL. - - FAX. - -		
業種	振込予定日(4/8以降となる場合のみ，ご記入願います) 月 日 振込予定		
受講者名	左記受講者のEメールアドレス	社歴等(端数切上) 入社後 実務経験	今後のご案内の要否(※)
①		約 年 約 年	郵送希望 Eメール希望
②		約 年 約 年	郵送希望 Eメール希望
③		約 年 約 年	郵送希望 Eメール希望

(※)本「受講申込書」ご記入の連絡先に，今後のセミナー案内等をすることを希望される方は，○で囲んで下さい。↑

経営法友会会員（会員会社の方は， に✓をお入れ下さい。）

1. 民法と契約の関係

- ① 民法を学ぶための必要なイメージ（物権と知財法は同じようなもの？）
- ② 企業法務の中の民法・契約（担当者が意識すべきポイントはどこか？）

2. 契約締結前の法律関係

—契約実務における信義則（1条2項）の反映—

- ① 契約の存在意義（なぜ契約書を作成するのか？）
- ② 契約準備段階の責任（M&Aを題材に）
- ③ 契約交渉のテクニック（譲歩は最後の切り札）

3. 契約における基本法理

—法律行為を中心に—

- ① 意思表示の理論（詐欺錯誤は実務頻出）
- ② 代理の理論（企業取引の当事者は誰か？）

4. 契約の解釈と効力

- ① 契約の解釈とは何か（土壌汚染は瑕疵か？）
- ② 典型契約が契約の解釈に与える影響（委任か請負かが勝敗を分ける）
- ③ 契約書作成のテクニック（ひな形の危険性）

5. 契約の終了と履行強制

- ① 契約解除の注意点（契約書に記載があっても解除できない！？）
 - 法定解除，約定解除，合意解除の各要件と効果
- ② 債務不履行の要件・効果（因果関係は難しい？）
 - 「不履行」の意義，損害賠償責任の規定と実務
- ③ 裁判所の利用方法（裁判所は狭き門か？）

お 申 込 要 領

- 受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送，またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。折り返し請求書・受講票，振込用紙をご送付します。
- 受講料は、2016年4月7日までに振込み下さい（「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします）。なお、ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。また、特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願い申し上げます（この場合は、必ず事前に下記「問合先」までご連絡下さい）。
- ご記入いただきました個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」(<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>)に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- 講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。
- 大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10（茅場町ブロードスクエア3階）
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843（専用）
※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。
- 問合先 電話03(5614)5650（ダイヤルイン）
Eメール：law-school@shojihomu.co.jp URL：http://www.shojihomu.co.jp/